

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第61回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年3月31日（火） 16:00～17:05

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

酒井 善則（部会長代理）、川瀨 昇、関口 博正、辻 正次、長田 三紀、宮本
勝浩

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

竹村 晃一（料金サービス課長）、片桐 義博（料金サービス課企画官）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 諮問事項

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3073号】

2 答申事項

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等）について【諮問第3069号】
- (2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3070号】
- (3) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークに係る平成27年度の接続料の改定）について【諮問第3071号】

- (4) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成 27 年度の接続料等の改定）について【諮問第 3 0 7 2 号】

3 報告事項

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成 27 年度事業計画等について

開 会

○酒井部会長代理 それでは、そろそろ時間ですので、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会の第61回を開催いたします。

本日は、東海部会長が体調不良により、急にご出席できなくなったために、部会長代理として指名されている私が代理を務めさせていただきます。

本日の部会には、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

今日の議題は、諮問事項1件、答申事項4件、報告事項1件でございます。

はじめに、諮問第3073号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」について、これについて審議いたします。

総務省から説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官 はい。それでは、説明させていただきます。資料61-1をご覧ください。

まず、1ページ目をご覧ください。諮問書でございます。本件は、電気通信事業法第21条第1項の規定に基づきまして、平成27年10月1日から1年間適用する基準料金指数を別紙のとおり設定することとしたいというものでございます。

別紙が2ページにございますが、1ページ飛ばしまして、3ページ目をご覧ください。今回の具体的な内容につきまして1枚にまとめると、このような形になります。

詳細にご説明したいと思いますので、飛ばしていただきまして、9ページ以降の参考資料でご説明させていただきます。9ページをご覧ください。まず、1番のプライスカップ制度の概要でございます。

2ページおめくりいただきまして、11ページでございます。電気通信役務の利用者料金規制の基本的な枠組みでございますが、電気通信役務の料金、その他の提供条件は、基本的に電気通信事業者と利用者の自由な交渉に委ねられてございまして、何か問題が生じた場合に業務改善命令などによる事後的な救済措置を図るとというのが基本でございます。ただし、極めて公共性の高い分野とか、市場支配力を有する事業者が存在する分野におきましては、市場メカニズムを補完するといった政策的観点から、行政による一定の規制を行っているところでございます。具体的には、ユニバーサルサービスの対象役務につきましては契約約款の作成・届出義務。あとは、ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が提供するサービスであって、代替的なサービスが十分に提供されていない電気通信役務、

こちら、指定電気通信役務と呼んでおりますが、こちらについては保障契約約款の作成・届出義務。さらに、指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務、こちら、特定電気通信役務と呼んでおりますが、こちらについて今回のプライスキャップ規制をしているというものでございます。具体的なプライスキャップ規制の対象は下の図のとおりでございます、NTT東西の加入電話、ISDN、公衆電話について対象になってございます。

続きまして、12ページをご覧ください。今、①の制度趣旨と②の対象を申し上げます。今回のプライスキャップ規制でございますが、③の料金水準の上限につきましては、基準料金指数を設定して、毎年NTT東西に通知してございまして、この基準料金指数の算定式というのは、電気通信事業法施行規則で、下の四角囲みに書かれているような式で算定されております。ここにあります生産性向上見込率につきましては、これをX値と呼んでおりますが、3年ごとに見直すということとしております。このプライスキャップの区分ですけれども、音声伝送バスケット全体に加えまして、その中に加入者回線のサブバスケットを設けて、それぞれ料金指数を決めているというものでございます。

13ページをご覧ください。プライスキャップの運用の経緯でございます。X値というのは、3年間の適用期間の最終年度に収支が相償するように算定されてございまして、具体的には、その下にあります太字の式によって算定されるものでございます。このプライスキャップ規制、適用されましたのが平成12年からなんですけれども、それ以降、これまで5回にわたりまして、このX値を見直してまいりました。第1期につきましては、音声伝送バスケットは期間中のX値を1.9%と定めまして、これを設定いたしました。一方、加入者回線サブバスケットにつきましては、具体的なX値を設定することが難しいということがあったために、X値を消費者物価指数の変動率と同値にするとしました。つまりこれは、値上げをしないレベルという料金水準を設定したものでございます。次、第2期になりますと、IP電話の普及等がございまして、需要の予想が非常に困難になりましたということがございました。そのため、予測値が一意に定まらないということもございましたので、X値を消費者物価指数変動率と同値としまして、前期の上限値と同値にするということをしていたしました。加入者回線サブバスケットについては、前期と同様でございます。第3期以降については、PSTNからIP網への移行期であるといった状況がありましたので、第2期と同様に、X値を消費者物価指数変動率と同値にするということをしております。これが、これまでの経緯でございます。

14ページをご覧ください。この結果、音声伝送バスケットにつきましては、平成14年10月から、今の値、92.7というものが設定されております。一方、NTT東西の実際の料金指数は、東が86.7、西が88.3となっております。

15ページをご覧ください。これは、加入者回線サブバスケットでございます。基準料金指数は、当初より100のままでございます。実際料金指数は、東が95.3、西が95.6となっております。

16ページをご覧ください。プライスキップの運用に関する研究会の報告書概要でございます。こちら、3年に1度のX値の見直しに当たりましては、プライスキップの運用に関する研究会というものを開催しております。本年は2月から合計3回開催しまして、辻委員に座長を務めていただきました。17ページ以降、この研究会の検討結果について簡単にご報告したいと思います。

17ページをご覧ください。X値の算定方法ですけれども、そもそも算定についてはミックス生産性準拠方式というものを採用しております。これは事業者の収入、費用データの予測値に基づきまして算定する方式でございます。この真ん中あたりの(1)(2)(3)(4)の変数を用いて予測するものでございます。一方、②のフル生産性準拠方式でございます。これは過去の全要素生産性向上率というものを基にX値を算定する方式でございます。こちらも参考値として活用しているものでございます。

では、18ページをご覧ください。収入予測についてでございます。収入予測につきましては、回線数について、将来の減少トレンドを2つのパターンで予測しております。パターンAというのが、光IP電話、携帯電話などへの移行影響が今後縮小していくといった想定に基づくもの、パターンBが、逆に影響が今後拡大するという予測に基づいたものでございます。その結果、収入予測については、それぞれ以下の表のとおりになってございます。

19ページをご覧ください。続きまして、費用予測でございます。費用予測の方法につきましては、まずNTT東西に効率化施策を織り込んだ費用を算定していただきました。これに加えまして、②③④の、更なる削減可能額としてどれぐらい費用を削減できるかというのを算定しております。まず、②につきましては、これは回線数減少に見合った費用削減というものを考慮いたしまして、削減可能額を加えるというものでございます。③は、DEAという経営効率分析を行いまして、最も効率的な支店を基準として非効率性を計測しまして、それを基に削減可能額を加えるというものでございます。4番目は、SFAという経営効率分析でございまして、これは生産関数を推計して、そこから非効率性を弾き出して、それを基に削減可能額を加えるというものでございます。

20ページをご覧ください。こちらで、それぞれの費用予測について、いくらとなるかというのがまとめてございます。まず、NTT東西の費用予測に基づきますと、パターンAで1,042億円、パターンBで955億円の費用削減の可能性があるという結果になります。さらに、これに回線数の減少を加味いたしますと、パターンAで176億円、パターンBで215億円の追加的な費用削減が可能かもしれないという結果になっています。さら

に、DEAの計測結果に基づきますと333億円の追加的な費用削減の可能性がある。4番目のSFAの計測結果に基づきますと、391億円の追加的な費用削減の可能性がある。このような結果になったものでございます。

21ページをご覧ください。続きまして、適正報酬額についてでございます。これは従前と同様の方法により算出いたしまして、NTT東日本では2.19%、NTT西日本では1.98%という値を採用しております。

22ページをご覧ください。消費者物価指数変動率でございます。これも従前と同様の方法により予測いたしまして、今期は1.8を用いることとしております。

23ページをご覧ください。以上を踏まえまして考え方を整理したものが、こちらでございます。まず、収入予測についてですが、前期の回線数実績が光IP電話・携帯電話等への移行が縮小する予測と近似していたということがございました。したがって、今期も同様に推移するというふうに加え、パタンAを採用することいたしました。続きまして、費用予測につきましては、先ほど申しました4つの方法でそれぞれ予測したものでございますが、基本的には3番目のDEAに基づく分析というのが、各年度のデータに基づく試算結果に変動が少ないとされており、非常に安定的だということでございますので、最も信頼性の高い手法として、③を採用するということとしております。ただ、その適正性を判断する材料といたしまして、この①、②、④についても参考値として試算するというようにしております。

24ページをご覧ください。試算結果が、こちらでございます。この真ん中の表のところが試算結果でございます。赤色がNTTの収支予測に基づくもの、黄色が費用予測の検証に基づくもの、緑色がDEAに基づくもので、青色がSFAに基づくもの、さらに、紫色が全要素生産性向上率の平均値に基づくものということになっております。今回でございますけれども、前回の研究会で試算されたX値というのは、今回のようにばらけてはいるものの、CPIの変動率を中心にプラスマイナス両側に分散しておりました。したがって、X値をCPI変動率と同値とするという考え方を採用したんですけれども、今回は試算されたすべての値がCPI変動率を下回っているということがございます。また、さらに今後、CPI変動率がプラスになっていくというようなことが予測されますので、これまでの「X値=CPI変動率」ではなく、今回はX値を、DEA分析に基づく0.4%と整理することが適当であるとしたものでございます。

続きまして、25ページをご覧ください。続きまして、加入者回線サブバケットのX値でございます。先ほど申し上げましたように、加入者回線サブバケットにつきましては、適正な収支予測がなかなか難しいということから、CPI変動率に連動させてきたものでございます。しかしながら、収入・費用の両面におきまして、昨今、音声伝送バスケ

ットに対して加入者回線サブバスケットの占める割合が年々高まっております。近年は、両バスケット間は同一視できる水準になっております。具体的には下の表のとおりでございます。とおおむね9割ぐらいを加入者回線サブバスケットが占めるという状況になってます。したがって、加入者回線サブバスケットのX値につきまして、確かに算定上の問題というのは引き続き存在するものの、これまでの「X値=CPI変動率」を採用するのは必ずしも適当ではないということで、今回は音声伝送バスケットでのX値算定の結果を準用しまして、「X値=0.4%」を用いることが適当というように整理されたものでございます。

最後の26ページ目は今後のX値の算定の考え方でございますので、こちらは説明を割愛させていただきます。

以上に基づきまして、3ページにお戻りください。今回の基準料金指数でございますけれども、音声伝送バスケットにつきましては今年の10月から1年間の値を94.8、加入者回線サブバスケットの値を102.3にするということを今回、諮問させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○酒井部会長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。特に辻先生、補足することも。何かありましたらどうぞ。

○辻委員 今非常に簡潔に、かつ十分にご説明でしていただきましたので、特段付け加えることはありません。印象としまして、例のデフレでマイナスの物価上昇率が終わり、これはアベノミクスの効果かもしれませんが、1.8%のプラスの物価上昇率の予想が出ました。それと連動する形でX値が出てまいりますので、12年間にわたってCPI連動というX値を置いてきましたが、ここで初めてプラスの0.4%というX値が出てきました。これが本来のプライスキャップ、あるいはインセンティブ規制が機能する一つの契機になればありがたいと思います。

それから、加入者回線サブバスケットですが、今まで費用の算定が難しいということで、CPI連動でX値を決めておりました。これも的確に説明されましたように、費用項目の中で加入者回線サブバスケットのシェアが上がってきているので、音声伝送バスケット全体のX値と同じにするとしました。従いまして、今後は加入者回線サブバスケットを置くという意義がなくなるかも知れません。加入者回線サブバスケットは廃止するというのも一つの考え方だと思います。

それから、最後にもう1点、SFAによる推計方法ではありますが、これは全要素生産性に基づくものですが、これは支店の統合等でサンプルが非常に少なくなり、有意な結果が

出てなくなりました。しかし、学術的にはこの手法が多く使われ、理論的にはよく出ますので、引き続きデータを増やす工夫をして、参考値であります、DEAの値を補足する形で推計していくこととなっています。

私からは以上でございます。

○酒井部会長代理 どうもありがとうございました。何かほかの委員の方で特に質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された案を、本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなど公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、4月30日木曜日までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、基本料等委員会において調査・検討いただいた上、最終的に当部会として答申をまとめると。そういうことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、そういう形に決定したいと思います。

それでは次に、答申事項61-2、3、4と3件続けて事務局から説明した後、ご意見、ご質問とさせていただきます。

まず1件目が、諮問第3069号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可」、具体的には実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等です。続きまして2件目が、諮問第3070号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可」、これは平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定です。そして3件目が、諮問第3071号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可」、これは平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定です。この3件について、審議いたします。

これらは、総務大臣から諮問を受けて、1月27日開催の当部会において審議を行い、2月17日まで1回目の意見募集を行いました。その後、提出された意見を公表するとともに、3月4日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

今日は、接続委員会の主査代理である私から、委員会での検討結果についてご報告いたします。

1番目の「実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等」です。接続委員会における調査検討の結果をご報告いたします。資料61-2をご覧くださいと思います。

この申請の概要につきましては、29ページ以降に具体的に記載されております。これはドライカップ等の実績原価方式を適用する平成27年度の接続料及びその他手続費の改定等のため、NTT東西の接続約款の変更を行うものでございます。

これにつきまして、2回の意見募集を経た上で検討を行い、1ページ及び2ページのとおり、報告書を取りまとめました。まず、接続委員会といたしましては、報告書の「1」に書いてございますように、「法人税率を25.5%から23.9%へと引き下げること等を内容とする『所得税法等の一部を改正する法律案』及び『地方税法等の一部を改正する法律案』が成立・施行し、接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当」としており、条件付きになっております。

続きまして、報告書の「2」に記載したとおり、総務省に対しては2点の項目を要望するという形にしております。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の5ページから25ページまでにとりまとめております。

続きまして、「平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」ということで、資料61-3をご覧いただきたいと思っております。

19ページ以降に具体的な記載がございますが、これは、昨年認可いたしました平成26年度から平成28年度までの3年分の接続料のうち、平成27年度分を乖離額調整により変更するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものでございます。

こちらにも2回の意見募集を経た上で検討を行い、資料61-3の1ページ目のように報告書を取りまとめております。この報告書の1項目目は、先ほどと同じですが、法人税率の引き下げに対応した形で接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当と認められるとしております。

こちらに関して提出された意見及びその考え方につきましては、その後、5ページから16ページまでにとりまとめております。

続きまして、資料61-4「平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定」でございます。

13ページ以降に具体的な記載がございますが、これは、次世代ネットワーク、いわゆるNGNでございますけれども、このNGNに係る4つの機能に関して、平成27年度の接続料を改定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うというものでございます。

報告書につきましては、1ページ目にとりまとめております。

これも先ほどと同じく、法人税率の引き下げに対応した形で接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当と認められるという形にとりまとめております。

そして、提出された意見及びその考え方につきましては、5ページから10ページまで

にとりまとめております。

この3つの報告書の詳細につきましては、総務省より説明いただけるということで、よろしく願いいたします。

○竹村料金サービス課長 はい。それでは、事務局の方から詳細についてご説明をいたします。最初に、資料6 1－2に基づきまして、実績原価方式に基づく接続料の改定についてご説明をいたします。

まず、資料6 1－2の3ページの別添1でございますが、「法人税率の引き下げ等について」という資料がございます。接続料原価は、図にありますとおり、接続料規則の規定によりまして、指定設備管理運営費に他人資本費用、自己資本費用、利益対応税、それに調整額を加えたものとして算定することとされております。本件申請では、利益対応税の算定に用いられます各税率が平成26年度と同率であることを前提に接続料が算定されております。一方、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行される見込みでございまして、ご覧のとおり、この税率の引き下げ等が確定した場合には、平成27年度の接続料については、これを前提として再算定をすることが適当と考えられます。

次に、5ページご覧いただきたいと思います。先ほど酒井主査代理からご紹介いただきましたとおり、本件申請につきましては2回のパブコメを実施しておりまして、本資料では、一番左の列に1回目のパブコメのご意見、真ん中の列に2回目のパブコメのご意見、そして一番右の列に接続委員会の考え方を記載してございます。意見について、ご紹介いたします。まず、意見1でございますが、「PCB廃棄物処理単価の見直しに伴う特別損失は、平成27年度以降も発生する可能性がある。NTT東西は、接続事業者の予見性を確保する観点から、今後の見通しについて情報開示をすべき」というご意見でございます。これにつきましては、一番右の欄の考え方1でございますけれども、PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失の計上は平成26年度で完了したとされており、平成27年度接続会計を用いて算定される平成29年度の接続料以降の接続料については影響しないという見通しがNTT東西から示されております。さらに、今後、更なる処理単価の大幅な変更等により追加の特別損失を計上する場合には、接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続約款の変更認可申請よりも可能な限り早い時期に開示することについて検討することが適当としてございます。

次に、8ページをご覧ください。意見2でございます。これは、「ドライカップや専用線などメタル回線を利用する接続料は、今後も需要の減少による上昇が見込まれる。利用者への影響を最小限に抑えるため、コスト負担の在り方等について、適時適切な対応をすることが必要。」というご意見でございます。この点について、考え方2のところござ

いますが、メタル回線のコストの在り方に関する検討会におきまして、コスト負担の更なる適正化及び予見可能性の向上に向けたコストの検証等が行われ、その報告書を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線とのコスト配賦方法の見直しが実施されました。今後のメタル回線のコスト負担の在り方に関するご意見については、総務省において参考とすることが適当としてございます。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思っております。意見3でございますが、「大幅に上昇している通信路設定伝送機能の接続料に係る情報が本年度の認可申請前に開示されたことは評価できる。接続事業者の予見可能性を高める観点から、来年度以降も事前開示が必要」といったご意見でございます。この点については、考え方3のところ、下から5行目をご覧いただきたいと思っておりますけれども、昨年の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえ、NTT東西が平成26年10月に情報を事前開示したことは、接続事業者の予見可能性を高めるために講じられた方策として評価できるとした上で、今後とも、需要が減少するサービスに係る接続料について、同様の取組の実施を検討することが適当としてございます。

続きまして、11ページの意見4でございます。「総務省は、加入者回線に係る施設保全費の適正性を検証するべき」というご意見でございます。これについては、右の考え方4のところでございますが、次の12ページの1行目のところをご覧ください。接続料原価の構成要素である施設保全費につきましても、審査に必要な範囲で総務省がNTT東西から情報提供を受けることで、接続料の適正性を判断していると認識しているとしてございます。

続きまして、同じ12ページの一番下の意見5でございます。「光屋内配線工事費の算定に用いる作業時間等については、平成26年度の再計測の結果、屋内配線を収容する配管の有無が影響していることが判明した。NTT東西においては、引き続き、配管の有無に係る実態を調査し接続料に反映させるとともに、定期的に再計測を実施すべき」というご意見でございます。この点について、考え方5、13ページをご覧ください。昨年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえまして、NTT東西が作業時間等を再計測し、その結果を踏まえて屋内配線工事費の見直し等を行ったことは、接続料をより実態に踏まえたものにする観点から適切な取組と評価した上で、今回の再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間等に影響を与えることが判明したことから、NTT東西においては、引き続き、配管の有無を毎年度調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映することが適当としてございます。また、一番下の行でございますけれども、NTT東西においては、今後、定期的に作業時間等を再計測することが適当としてございます。

それから、15ページの意見6でございます。「光屋内配線加算額の算定に用いる光屋内配線の平均的な使用年数について、情郵審の答申に基づき、その調査結果を公表すべき」といったご意見でございます。この点について、考え方6のところでございますけれども、昨年の接続料改定の時に、審議会として、「NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当」との考え方を示しているとした上で、光屋内配線の使用年数について、配管の有無が影響を与えているという可能性を含め、引き続き、実態を把握し、又は合理的な方法により推計した上で、現行10年とする平均的な使用期間に変化が認められる場合には、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当という考え方を示してございます。

続きまして、16ページをご覧ください。意見7でございます。「接続に必要な装置等を接続事業者が設置・撤去する場合の結果の確認手続について、写真での実施が可能な工事の範囲を広げる等、柔軟で効果的な手続の実現を検討すべき」といったご意見でございます。これについては、考え方7でございますが、NTT東西においては、今後とも、接続事業者からの要望や技術の進展等を踏まえ、より円滑な接続を実現するための手続について検討を加え、必要な手続を導入することが適当という考え方を示してございます。

続いて、18ページをご覧ください。意見8でございます。「コロケーションに係る設備保管料の水準が電気料の増減に大きく左右されるため、予見性確保の観点から、電気料の増減率が予測可能となるよう情報開示等を実施すべき」というご意見でございます。この点につきましては、考え方8としまして、NTT東西においては、引き続き、ビルごとの電気料単価について可能な限り早期に開示することが適当としてございます。

続きまして、20ページの意見9でございます。「光ファイバケーブルの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会における再推計の結果を踏まえ、平成27年度から実態に合わせて見直すべき」というご意見でございます。この点については、考え方9でございますが、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書」に示されているとおり、NTT東西の電気通信事業会計の減価償却費は、接続会計の減価償却費となり、ひいては接続料原価の一部を構成することとなるから、「適正な原価」を捉えることができるものであることが必要と考える。この点、現行の「経済的耐用年数」、すなわち長期増分費用方式の接続料算定に用いる耐用年数は実績データ等を用いて、一定の合理性を有する方法により推計したものであるため、それを用いない合理的な理由がない限りは、「経済的耐用年数」を利用することが適当と考える。光ファイバに係る「経済的耐用年数」については、長期増分費用モデル研究会において、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計が行われた結果、報告書において「最新の撤

去実績等に基づいて推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当である」とされており、また、この再推計は現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものである旨が示されていると。一方、長期増分費用モデル研究会において再推計をした「経済的耐用年数」は、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として行われたものであることから、これを平成27年度から直ちにNTT東西の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に用いることは適当とはいえないとしてございます。

続きまして、22ページをご覧ください。意見10でございます。「加入光ファイバに係る接続料については、主端末回線部分だけではなく、分岐端末回線部分の接続料等を含む接続料全体について、更なる低廉化を図ることが重要」というご意見でございます。この点については、考え方10として、NTT東西において、引き続きコスト削減に努めることが適当としてございます。

続きまして、24ページの意見11でございます。「加入光ファイバに係る接続料の低廉化傾向を維持するため、光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を追加的に講ずるべき」というご意見でございますけれども、この点につきましては、後ほどご紹介する、加入光ファイバの接続料の改定に関する考え方3のとおりとしてございます。

以上を踏まえまして、この資料の1ページ目の冒頭の報告書にお戻りいただきたいと思っております。まず、「1」として、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行され、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当とした上で、「2」におきまして、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添2のとおりであり、総務省においては、これはNTT東西に対して要請すべき事項として2点を挙げてございます。

続きまして、資料61-3に基づきまして、加入光ファイバに関する接続料の改定に関する委員会の報告内容の詳細をご説明したいと思います。

資料61-3の5ページ目をご覧ください。まず、意見1でございます。「FTTHサービスの利用率向上のため、情報通信審議会答申を踏まえ、競争促進等に資する接続制度の在り方について検討すべき」というご意見でございます。これにつきましては、考え方1のとおりでございます。加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、情報通信審議会答申を踏まえ、平成27年2月9日に総務大臣から情報通信審議会に対する諮問が行われ、現在、同審議会において議論されているという事実を記載してございます。

続きまして、6ページをご覧ください。意見2でございます。「本来、

将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは適当ではない。そのため、乖離額調整制度の継続可否について検討すべき」というご意見でございます。この点については、考え方2でございますが、次の7ページの上のところをご覧いただきたいと思います。昨年の接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会の考え方といたしまして、「他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当」という考え方を示しておりまして、昨年の状況から変化が認められないことから、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当としてございます。

続きまして、9ページをご覧ください。意見3でございます。「加入光ファイバに係る接続料の低廉化傾向を維持するため、光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を追加的に講ずるべき」というご意見でございます。この点について、考え方3としまして、昨年の情報通信行政・郵政行政審議会の考え方といたしまして、「平成27年の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない」という考え方を昨年示しており、昨年の状況から変化が認められないことから、追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではないとしてございます。

続きまして、12ページでございます。意見4でございますが、「光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置については、公正な競争環境を阻害することがないかという観点から厳正に審査すべき」というご意見でございます。この点については、考え方4といたしまして、昨年の接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会の考え方として、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会報告書」の趣旨に鑑み、妥当なものと考えられるという考え方を示しており、昨年の状況から変化が認められないことから、妥当としてございます。

続きまして、13ページの意見5でございますが、光ファイバの耐用年数の考え方であり、先ほどヒストリカルの接続料のところでご紹介したとおりでございます。

続きまして、15ページの意見6でございます。「分岐端末回線部分の接続料等も含む接続料全体について、更なる低廉化を図ることが重要」というご意見でございます。この点については、考え方6としまして、先ほどの実績原価方式の考え方5、6及び10のとおりとしてございます。

以上を踏まえまして、1ページ目の報告書の冒頭にお戻りいただきたいと思います。まず、先ほどと同様、税法が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、

接続約款の変更を認可することが適当としてございます。

続きまして、資料6 1－4に基づきまして、NGNに係る接続料の改定に関する委員会の報告内容の詳細をご説明したいと思います。

資料の5ページの意見1をご覧ください。これは、「ひかり電話網からNGNへの利用者の早期移行に一層努めることで、更なるコスト効率化を実現すべき」というご意見でございます。この点について、考え方1として、NTT東西においては、引き続き、更なる効率化の実現に向けて、ひかり電話網からNGNへの利用者の早期移行に積極的に取り組むことが望ましいとした上で、なお、接続事業者が設定する接続料についても透明性を確保し、適正性を検証できるようにすべきとの再意見については、一般論として、接続料算定の適正性・透明性は確保されるべきものであることから、双方において必要な情報提供を行うことが望ましいとしてございます。

続きまして、6ページの意見2でございます。「優先制御機能のアンバンドルと当該機能に係る接続料の早期設定に向け、より一層協議を加速すべき」というご意見でございます。この点については、考え方2といたしまして、本件申請の内容とは直接関係ないものであり、ご意見については参考として承るとした上で、先日の情報通信審議会の答申の内容を紹介してございます。

以上を踏まえまして、1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。報告書でございますけれども、先ほどと同様、「所得税法等の一部を改正する法律案」等が成立・施行され、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当としてございます。

説明は以上でございます。

○酒井部会長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特によろしいでしょうか。本件は接続委員会でもだいたい議論してあります。

それでは、特にないということで、諮問第3069号、3070号及び3071号につきましては、接続委員会の報告を踏まえて、答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」との声あり。)

それでは、この案のとおり答申したいと思います。

それでは続きまして、諮問第3072号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可」、これは長期増分費用方式に基づく平成27年度の接続料等の改定でございまして、これについて、審議いたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受けて、2月13日開催の当部会において審議を行い、3月15日まで意見募集を行いました。その後、意見募集で提出された意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

その検討結果につきまして、接続委員会の主査代理の私から、ご報告したいと思います。

「長期増分費用方式に基づく平成27年度の接続料等の改定」につきまして、資料61-5をご覧いただきたいと思います。

本件申請の概要につきましては、11ページ以降に具体的な記載がございます。接続料規則の一部を改正する省令が本年1月15日に公布・一部施行されたことを受けまして、長期増分費用方式に基づく平成27年度の接続料を改定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものでございます。

こちらでも意見募集を経た検討を行いまして、資料61-5の1ページのとおり、報告書を取りまとめしております。これにつきましては、接続委員会といたしましては、同様に、報告書の1に書いてありますように、「法人税率を25.5%から23.9%へ引き下げるということの内容とする『所得税法等の一部を改正する法律案』及び『地方税法等の一部を改正する法律案』が成立・施行し、接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当と認められる」という形にしております。

提出された意見及びその考え方につきまして、報告書の5ページから7ページにまとめております。その詳細につきましては、総務省の方から説明いただくということですので、よろしく願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官　ご説明いたします。報告書の1ページにつきましては、ただ今、酒井主査代理がおっしゃったとおりでございますので、私からは、5ページ以降の意見と考え方について、簡単にご説明いたします。

今回、2者から3件の意見が寄せられました。意見1の概要でございますが、「平成27年度接続料算定に用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、平成26年12月3日の長期増分費用モデル研究会で公表された最新の推計結果を適用すべき」というものでございます。これに対する考え方といたしまして、今回認可申請された平成27年度接続料は、平成27年1月15日に公布された接続料規則の一部を改正する省令に基づき算定されたものであり、算定に用いられた光ケーブルの経済的耐用年数は適当と考えると整理させていただきました。その上で、なおとして、平成26年12月3日の長期増分費用モデル研究会で公表された光ケーブルの経済的耐用年数の推計結果については、平成28年度以降の接続料算定に係る検討の際に考慮されるべきものと考えたと整理させていただいております。

意見2の概要でございますが、「接続料の大幅な上昇は、利用者料金の値上げ等にも波

及しかねないため、平成28年度以降の接続料算定には、LRICモデルの基本的事項の考え方に合致するIPモデルを適用すべき」というものでございます。これに対する考え方は、長期増分費用に基づく平成28年度以降の接続料算定の在り方については、平成27年2月9日、総務大臣から情報通信審議会に対する諮問が行われ、現在、同審議会において議論されていると整理させていただきました。

7ページをご覧ください。意見3の概要でございますが、「平成28年度以降の接続料算定に当たっては、接続料原価に参入されているNTSコストの在り方についても見直すべき」というものでございます。これに対する考え方は、考え方2のとおりと整理させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○酒井部会長代理 どうもありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。この意見の中には、今ちょうど議論していることについても書いてありますので、直接的な考え方を示しているものはそう多くないと思いますが。あとは光ファイバの耐用年数だと思います。特によろしいでしょうか。これも接続委員会で議論したものでございます。

それでは、特にご意見ないようですので、諮問第3072号につきましては、接続委員会からの報告を踏まえ、答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、続きまして、報告事項に移ります。

報告事項は、資料61-6でございますが、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成27年度事業計画等」、これにつきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官 そうしましたら、説明させていただきます。資料61-6の1ページをご覧ください。NTT東西の基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用の効率化の推進でございます。こちらは、経緯といたしましては平成18年11月21日の情報通信審議会におきまして、ユニバーサルサービス制度に係る交付金の交付等の認可の際、NTT東西に対する経営効率化について要望がなされたものでございます。これを受けまして、総務省は、NTT東西に対しまして行政指導を実施して、資料の黄色の枠囲みのところでございますけれども、2つの措置について指導・要請をさせていただきました。1つが、平成19年度以降、経営効率化の実績について報告すること、もう1

つが、毎年度の事業計画の認可申請の際に、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について報告することということでございまして、今回、この2つ目の点について報告させていただきます。2番目の、平成27年度計画というところをご覧ください。こちらは、NTT東日本、NTT西日本とも昨年に比べて7%の効率化を計画しております。

2ページ目をご覧ください。その効率化のための具体的な施策でございますけれども、大きく3つございます。1つが人員のスリム化ということで、NTT東日本、西日本とも2,000人の人員を削減するという計画でございます。2つ目は業務の集約ということで、例えばNTT西日本におかれましては、料金等業務拠点の集約ということで、43拠点から40拠点到集約することを策としております。3番目が資産のスリム化等でございます。こちらは、不動産の売却による保有コストの削減、あるいは料金請求コストの抑制といったことを施策としているものでございます。こちらについては以上でございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。これは、基礎的電気通信役務支援機関の平成27年度事業計画・収支予算の認可についてでございます。本件は、情報通信・郵政行政審議会への必要的諮問事項ではございませんが、ユニバーサルサービスに係る総務省の認可を要するものということでございますので、今回、ご報告させていただくものでございます。事業計画、収支予算のポイントということで、1番目、支援業務費についてでございますが、こちらは6,085万円となっております。これは、昨年度予算と比べまして、約92万円減少しております。主な増減要素としましては、1つは人件費の増というのがございます。これは、定期昇給に伴う給料手当等の増等によるもので、21万7,000円のプラスになってございます。一方、物件費の減というのがございます。これは家賃の減等ございまして、114万円のマイナスとなっております。2つ目の点としまして、継続的な周知・広報活動の実施ということで、平成27年度においても、従前どおり、周知・広報活動を実施する予定でございまして、2,664万円を確保しているというところでございます。

こちらの費目の詳細については、4ページでございます。

このような中身につきまして、総務省としては、適当であるというふうを考えまして、本日、認可したところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○酒井部会長代理 どうもありがとうございました。それでは、今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

NTTの7%というのは、何年までというのは決まってないんですね。

○片桐料金サービス課企画官 はい。こちら、平成18年に情報通信審議会から要請がありまして、特段いつまでというような期限を設定しないでNTT東西に対して報告を要請しているというものでございます。

○酒井部会長代理 ずっと7%減っていくと、そのうちに0に。完全に0にはならないですけど。

いかがでしょうか。どうぞ。

○長田委員 ユニバーサルサービス制度の広報、毎年同じようなことを申し上げているのですが、だんだん何かやることが決まってきていて、お知らせすべき広い範囲にどこまで届いているかということから言えば、一人一人の負担額が少ないということもあって、やっぱり関心が薄いんだと思うのですが、仕組みとしては非常に大切ですし、この後、もっと日本が人口減になって、どんどん変わっていく中では、こういう仕組みはすごく大切になっていくと思いますので、広報先とか手法については常に工夫をしながら、支援機関の方では努力をしていただけるといいなというふうに思います。要望だけです。

○酒井部会長代理 どうもありがとうございました。一人一人で見るとそれほどの額でもないですが。つい。ほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、特にこれ以上ご意見ないようですので、終了したいと思います。

以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆さまから、何か追加でご意見等ございますでしょうか。事務局から何かありますか。特によろしいですか。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局より連絡いたします。以上で閉会といたします。どうも今日はありがとうございました。

閉 会